

10月からのマイナ保険証の利用登録解除と「資格確認書」送付等に関する 千葉県自治体アンケート【中間まとめ】

実施期間：2024年10月4日～10月24日（20日間）

調査方法：FAX送信

回収数：36自治体（※未提出自治体へ確認を行う予定）

1. 「マイナ保険証」利用登録がない方に「資格確認書」を送付することになって いますが、貴自治体の対応は。

- 全ての国民健康保険加入者に送付する。 0
- 利用登録者を把握しているので、利用登録者以外の方全ての方に送付する。 10
- まだ把握していないがこれから把握して、利用登録者以外の方全ての方に送付する。 25
- 原則、申請があった方のみ送付する。 2

【余白に補足記載（4件）】

R7.7.31まで有効の保険証を発行しているため、対象はR7.8.1からの更新分

*1 現在交付済の被保険者証が期限切れとなる際、利用登録者以外の方に「資格確認書」を、利用登録済の方に「資格情報のお知らせ」をそれぞれ職権交付し郵送する想定。（例：高齢受給者の70歳到達時・70～74歳の所得区分変更時、R7.8月の年次更新） *2 現在交付済の被保険者証の紛失や汚損による交付申請が想定される。窓口即時交付。

手元にある保険証の有効期限が切れた後

「まだ把握していないがこれから把握して、利用登録者以外の方全ての方に送付する。」
に※2025年7月末での一斉更新時と追記あり。

2. 今年10月から「マイナ保険証」の利用登録解除の申請受付、手続きについて 伺います。

①いつから受付を開始しますか【 月 日から受付（予定）】

10月21日 1 /10月28日 6 /10月末 7 /11月1日 4 /11月 2
/11月上旬 1 /12月2日 6 /未定 5 /未記入 4

※厚労省が10月9日付事務連絡を発出し、10月28日に「中間サーバー」で受付機能をリリース予定としたため、未定・未記入を中心に再確認する予定。

【余白に補足記載（6件）】

国の方針に従う/厚労省の通達待ち。/受付開始について運用開始日が示されていないことから未定/未定。国からの通知次第。/10月末頃となっているが、正式な日付は厚労省からの連絡待ち。/11月1日から受付予定

②利用登録解除申請書の受け取り方法は（複数回答可）。

- 役所に来てもらう。 36 ホームページからダウンロード。 16
 加入者全員に郵送。 0 その他 8（うち希望者に郵送 6）

③利用登録解除申請の手続き方法は（複数回答可）。

- 役所の担当窓口に来てもらう。 36 WEBサイトで申請受付。 3
 メールで申請受付。 1 郵送で申請受付。 22
 その他 4（うち郵送で申請受付の予定 2）

④利用登録解除申請書が受理された後の「資格確認書」の発行について（複数回答可）。

- 役所で解除手続きすればその場で発行。 32
 役所で解除手続き後、後日郵送。 14
 役所で解除手続き後、あらためて後日、来所してもらう。 1
 解除手続きをしても、「資格確認書」の申請がなければ発行しない。 1
 その他 12（うち7/31まで有効な保険証があり、紛失等の事情がない限り発行しない（関連した回答） 8）

3. 現在の国民健康保険証は12月2日以降の廃止になりますが、経過措置は1年あります。貴自治体では、2025年7月末期限を迎える国民健康保険証について、期限が来た際の対応はどのようにされますか。

- マイナ保険証でない方には、申請なしに「資格確認書」を発行。 35
 マイナ保険証でない方には、「資格確認書」発行の申請をしてもらう。 0
 その他 1

4. 現在、短期保険者証または資格証明書をお持ちの方に対して「資格確認書」の券面の表記はどのように記載されますか。

総じて、現在の「短期保険者証」交付対象者が「資格確認書」を受け取る場合、短期保険者証の区分がなくなるため、券面の表記について、通常は資格確認書と同じである。現在の「資格証明書」交付対象者が「資格確認書」を受け取る場合、券面の表記について、「（特別療養）」と記載して発行する予定である。ことがわかった。